

岩手県告示第 482 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ホソタ薬局	久慈市十八日町一丁目 21 番地	平成 19 年 4 月 15 日
鈴木小児科	岩手郡滝沢村鶴飼字御庭田 65 番地 2	平成 19 年 5 月 10 日